

三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.278 2022年8月・9月号

CONTENTS

1. 三重県からのお知らせ

- ① 人事で会社を強くする！イマドキの採用と定着 ～人事交流のススメ～ (PDF : 393 KB)
- ② 三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会について (PDF : 400 KB)
- ③ 三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録企業の募集について (PDF : 318 KB)
- ④ 働き方改革アドバイザーを無料派遣します！ (PDF : 1,663 KB)
- ⑤ テレワーク相談窓口について (PDF : 952 KB)
- ⑥ 第1回テレワーク入門研修&交流会について (PDF : 2,319 KB)
- ⑦ こちら労働相談室です (PDF : 492 KB)
- ⑧ 高齢者雇用に関する事業所向けセミナーのご案内（伊勢） (PDF : 1,110 KB)
- ⑨ 高齢者雇用に関する事業所向けセミナーのご案内（鈴鹿） (PDF : 1,111 KB)
- ⑩ 高齢者再就職のための再就職支援セミナーのご案内（志摩） (PDF : 942 KB)
- ⑪ 人材不足時代に効く「新しい働き方」について (PDF : 414 KB)
- ⑫ 労働者協同組合法に関する国の相談窓口の開設について (PDF : 2,032 KB)

2. 三重県労働委員会事務局からのお知らせ

- ① 労働争議のあっせん制度のご案内
～労働組合と会社の間で発生した労働条件等に関する争議の解決支援～ (PDF : 188 KB)

3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 女性の活躍に関する「情報公表」が変わります (PDF : 910 KB)
- ② 労働安全衛生法の新たな化学物質規制について (PDF : 1,714 KB)
- ③ 9月は、全国労働衛生週間の準備期間です (PDF : 426 KB)

4. 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

- ① 令和4年度下期（10月～3月分）産業保健研修会【無料】のご案内 (PDF : 717 KB)
- ② 令和4年度下期 産業保健研修会（産業医向け）について (PDF : 238 KB)
- ③ 令和4年度下期 産業保健研修会（産業保健スタッフ向け）について (PDF : 255 KB)

* 「三重の労働2022年8月・9月号」全ページを一括ダウンロード (PDF : 14,753 KB)

オンライン参加も可!

人事で会社を強くする!



みえ人事交流ねっと

イマドキの

採用と定着

セミナー 第一弾

人事交流のススメ

無料

みえ人事交流ねっとにご参加の方
裏面からすぐにお申し込みいただけます

第一部 人事採用セミナー

今までのやり方をなかなか変えることができません、毎年同じ悩みを抱えていますか? 本セミナーでは三重の求職者・若者の「リアル」を解説し、イマドキの採用・定着方法などをご紹介します。

そして、地域での事業者間の繋がりがなぜ必要なのか? 三重県の中小企業で採用サポート歴15年を誇る「採用のプロ」がお話します。

講師

株式会社O-GOE
代表取締役 杉山豊



第二部 人事交流会

皆様の「人事に関するお悩みや課題」を共有し、意見交換などを行います。人事のホンネやウラ話が聞けるチャンスです!

北勢

9/8 THU.

14:00-16:30

四日市港ポートビル2F
大会議室
四日市市霞2丁目1番地1

南勢

9/15 THU.

14:00-16:30

伊勢庁舎4F 402会議室
伊勢市勢田町628-2

中勢

9/28 WED.

14:00-16:30

三重県庁講堂
津市広明町13番地

●事業所のある地区以外でもご参加いただけます。●複数会場でのご参加も可能です。●新型コロナウイルス感染拡大状況により、会場・内容等が変更となる場合がございます。

【主催】三重県 【共催】三重労働局

特別セミナー

9/27 (火)

13:30-16:30

三重県伊勢庁舎4F 401会議室
伊勢市勢田町628-2

高齢者雇用に関する事業所向けセミナー

SDGs×健康経営×高齢者雇用

※こちらのセミナーは会場開催のみです。

第1部

高齢者雇用に関する事業所向けセミナー
「SDGsと健康経営」
～持続可能な企業経営のために～

第3部

個別相談会

※原則として事前予約制です。
※4社まで。

第2部

三重県生涯現役促進地域連携事業の取り組みから
高齢者がいきいきと働くことができる
環境づくりに向けて

三重県の事業所ならどなたでも参加OK!

人事で会社を強くする!イマドキの採用と定着～人事交流のススメ～

第一部 人事採用セミナー 第二部 人事交流会

セミナー・人事交流会のお申し込み方法

ホームページ・電話・FAXのいずれかでお申し込みください。

▼みえ人事交流ねっとホームページ

窓口 >>>

株式会社O-GOE(みえ雇用シェア支援事務局) 宛

TEL

059-329-6664

[受付]平日9:00-18:00 電話の場合も下記の内容をお伝えください。

WEB

<https://www.mie-hr.net>

みえ人事交流ねっと 検索

FAX

059-361-0006

下記をご記入の上お送りください。



お申し込み締め切り
各セミナー 前日15時まで

貴社名				
参加者名	部署	氏名	部署	氏名
連絡先	TEL	E-MAIL		
お申し込み内容	参加を希望する日程・会場にチェックを入れてください。			
	<p>セミナー第一弾 人事で会社を強くする!イマドキの採用と定着</p> <p>9/8(木) 北勢会場 (<input type="checkbox"/> 会場参加 <input type="checkbox"/> オンライン参加)</p> <p>9/15(木) 南勢会場 (<input type="checkbox"/> 会場参加 <input type="checkbox"/> オンライン参加)</p> <p>9/28(水) 中勢会場 (<input type="checkbox"/> 会場参加 <input type="checkbox"/> オンライン参加)</p> <p>※上記セミナー・交流会にお申し込みされた時点で、「みえ人事交流ねっと」にもご参加となります(すべて無料)</p> <p>特別セミナー 高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー</p> <p>9/27(火) (<input type="checkbox"/> 会場参加 <input type="checkbox"/> 第3部の個別相談会を希望する(事前予約制))</p>			

※オンライン参加の方の人事交流会は、オンラインの同士となります。
※オンラインツールは「Zoom」を使用予定です。

みえ人事交流ねっととは?

参加無料

県の「みえ雇用シェアネットワーク構築支援事業」を中核とした、地域単位で人事交流を行うネットワークです。

目的

地域ぐるみで人材を定着化
採用活動・社員のスキルアップ
非常時の雇用の安定化

SNSで情報発信しています!

[Twitter](https://twitter.com/mie_hr_net)
[@mie_hr_net](https://twitter.com/mie_hr_net)



みえ雇用シェア支援事務局

株式会社O-GOE 〒512-8061 四日市市広永町1182-1

TEL 059-329-6664 FAX info@mie-hr.net [受付]9:00-18:00

【開設期間】2022/04/01～2023/03/31(土日祝・夏季休暇・年末年始除く)

本事業は、三重県より株式会社O-GOEが受託し運営しております。

【委託元】

三重県 雇用経済部 雇用対策課 地域雇用班

TEL 059-224-2461 FAX koyou@pref.mie.lg.jp

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会は、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、企業の人事労務担当者（産）と就労支援事業所の担当者（福）、特別支援学校の進路担当者（学）が交流を深め、ネットワークづくりや障がい者雇用につなげていくことを目的としています。

令和4年8月26日(金)開催

場 所 三重県総合文化センター 生涯学習棟4階 大研修室 他
時 間 9:30~12:00 (受付開始9:00)
定 員 24名

※新型コロナウイルス感染状況や申し込み状況によっては、定員を変更する場合がございます。

プログラム	
9:30	主催者挨拶
9:35	◇講演会 「若年性認知症で悩んでいる方の就労支援」 三重県若年性認知症支援コーディネーター 伊藤美知さん
9:55	休憩
10:00	グループディスカッション① (40分)
10:40	休憩
10:45	グループディスカッション② (40分)
11:25	フリートーク (20分)
11:45	閉会

1 交流会のポイント

企業の人事労務担当者、ハローワーク障がい者雇用部門担当者、障がい者就業・生活支援センター職員、就労移行支援事業所担当者、特別支援学校進路指導担当教諭等が参加します。グループディスカッションやフリートークを通じて、相談先を増やしましょう。

2 お申し込みについて【申込期限:8月9日(火)】

裏面の参加申込 QR もしくは「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、ファックスもしくはメールにてお申し込みください。

主催：三重県、三重県教育委員会、
三重労働局、三重県経営者協会



※申し込み期限:令和4年8月9日(火)

企業関係者用

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会参加申込書

申込先: 三重県雇用経済部雇用対策課 障がい者雇用班

ファックス: 059-224-2455 / メール: koyou@pref.mie.lg.jp

参加申込 QR



下欄に必要事項をご記入のうえ、ファックスまたはメールにてお申し込みいただき、ご参加ください。
参加決定については返答しませんが、定員に達した場合など、ご参加をお断りさせていただく場合は連絡させていただきます。

事業所名	
所在地	〒 ー
連絡先(電話番号)	
連絡先(メールアドレス)	
お役職・お名前	
お役職・お名前	
グループディスカッションで話し合いたいテーマ	
その他(参加動機・障がい者雇用における課題などをご記入ください)	



【会場案内】

三重県総合文化センター生涯学習棟 4階
大研修室他 (津市一身田上津部田 1234)

※駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り
合わせの上、お越してください。

【問い合わせ】

三重県雇用経済部雇用対策課障がい者雇用班

〒514-8570 津市広明町 13 番地

TEL 059-224-2510 FAX 059-224-2455

E-Mail koyou@pref.mie.lg.jp

三重県障がい者雇用 推進企業ネットワーク

登録企業
募集！

障がい者雇用実績のある企業（「**応援する企業**」）と新たに障がい者雇用を進めたい企業（「**応援される企業**」）で構成するネットワークです。

- ・登録企業のリストを三重県ホームページで公表します。
- ・登録企業は、自社の広告、商品パッケージ等に登録企業であることを表示していただけます。
- ・登録企業には月1回、メールマガジンで情報をお届けします。

応援する企業 三重県の障がい者雇用推進にぜひお力を貸してください！

■活動内容

- ・職場見学を希望する県内企業関係者等の受入れ
- ・応援される企業等からの障がい者雇用に関する相談に対する助言
- ・職場実習を希望する障がい者の受入れ
- ・県が主催、協賛または後援する障がい者雇用に関する講演会・イベント等での自社の障がい者雇用事例の紹介、講演
- ・障がい者が制作する商品のアドバイザー、講師の派遣

■登録条件

県内に主たる事務所または事業所を有すること。

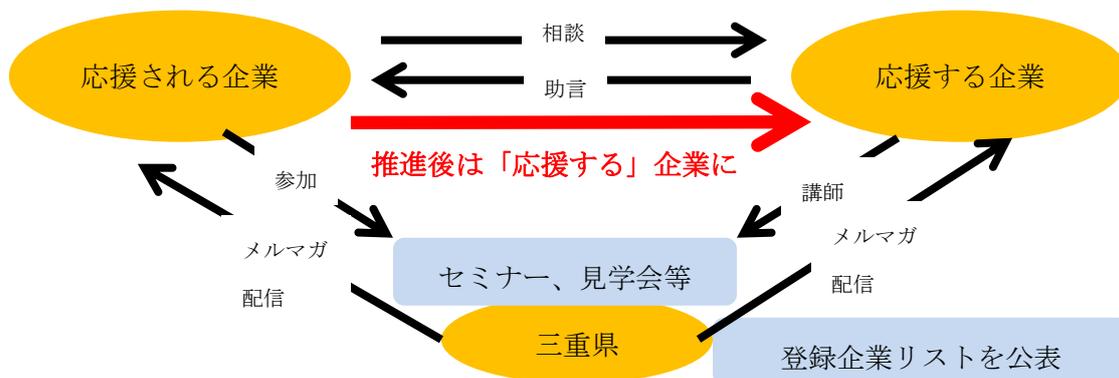
「活動内容」のいずれかに協力いただくとともに、下記の要件を満たしていること。

- ①常用労働者数43.5人以上規模の企業については、過去3年間法定雇用率を満たしていること。
- ②常用労働者数43.5人未満規模の企業については、過去3年間1人以上障がい者を雇用していること。

応援される企業 一緒に障がい者雇用について考えていきましょう！まずは登録を！

■登録条件

- ・県内に主たる事務所または事業所を有すること。
- ・自社における障がい者雇用を進める意思を有していること。



【様式1】

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録申込書

年 月 日

三重県知事 へ

企業（事業所）名

代表者

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録制度要綱第4条の規定により、下記のとおり申込みます。

区分	希望する区分にレ点を記入	<input type="checkbox"/> 応援する企業 <input type="checkbox"/> 応援される企業
企業概要	所在地等	〒
	事業内容	
	連絡担当者名	部課名 職 氏名
	連絡先	電話 FAX
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	
登録基準に係る事項	総従業員数	
	常用雇用障がい者数	身体障がい者 人(うち重度 人) 知的障がい者 人(うち重度 人) 精神障がい者 人 発達障がい者 人 その他 人 合計 人
	障がい者実雇用率 (43.5人以上企業)	年 % 年 % 年 % ※労働局に報告している雇用率を記載してください。
	障がい者雇用数 (43.5人未満企業)	年 人 年 人 年 人
応援内容	<input type="checkbox"/> 職場見学を希望する県内企業関係者等の受入れ <input type="checkbox"/> 障がい者雇用を進めようとしている企業からの相談に対する助言 <input type="checkbox"/> 職場実習を希望する障がい者の受入れ <input type="checkbox"/> 県が主催、協賛または後援する障がい者雇用に関する講演会・イベント等での自社の障がい者雇用事例の紹介、講演 <input type="checkbox"/> 障がい者が制作する商品のアドバイザー、講師の派遣	
その他	<input type="checkbox"/> ※応援される企業について、応援してほしい内容	

※総従業員数、常用雇用障がい者数は、貴事業所で現在雇用している人数をご記入ください。

三重県内企業の皆様へ

アドバイザー派遣

無料

働き方改革

アドバイザーを 無料派遣します！

ウィズコロナ(コロナと共存)時代での、業務改善、テレワーク、女性が働きやすい職場づくりについて、経験豊富なアドバイザーが、事業者の皆さんに寄り添ったご支援を行います。



支援コース	コース名	支援内容(例)	支援企業数	支援回数 (1企業当たり)
	業務改善コース	業務の見直し、効率化、紙資料のデータ化、業務の多能工化等	3社程度	5回程度
	テレワークコース	テレワーク導入に向けた社内体制の構築、システム等環境整備、社内規定整備等	7社程度	5回程度
	女性が働きやすい職場づくりコース	女性がやりがいをもって働くことのできる職場環境の整備、ライフステージごとの課題や希望に応じて働き続けられる職場環境の整備等	2社程度	5回程度

対象企業

三重県に本社又は支店のある企業(大企業も対象ですが、応募多数の場合は中小企業を優先させていただきます。)

*裏面の申し込み条件をご確認の上、お申し込みください。

アドバイザー派遣日

ご希望日時に応じて、アドバイザーと調整

募集期間

随時。
定数に達し次第終了します。

相談までの流れ アドバイザー派遣申込フォームまたはお電話・FAXでお申し込みください。

申込フォーム

下記コードよりお申し込みください

☎ 059-271-8605 📠 059-271-8606



- 1 受付・審査
- 2 派遣決定
- 3 日程調整
- 4 アドバイザー派遣



事前予約制

～ ご一緒に出来ることを考えてみませんか～

テレワークに関する様々なご相談にお応えします。

テレワーク相談窓口

※本事業は、三重県からの委託を受け、株式会社タスクールPlusが運営しています。

令和4年6月30日～令和5年3月10日までの平日

※祝祭休日および令和4年12月29日～令和5年1月3日を除く

労務管理

システム導入

助成金

各種セミナーなど

相談受付日時	令和4年6月30日～令和5年3月10日までの平日 9時から17時まで（12時から13時までを除く）
対象	三重県内に本社または主たる事業所のある中小企業 および小規模企業等の経営層、テレワーク推進担当者等
相談内容例	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの導入・実施時の労務管理についてのアドバイス ・テレワーク導入に関する助成金活用やシステム導入等の情報提供 ・テレワーク導入に関する各種セミナーの案内
相談先	株式会社 タスクール Plus 三重営業所 (津市栄町 2-209 セキゴン第2ビル 2階)
相談予約 受付方法	<p>Web フォーム 右記コードよりお申し込みください</p> <p>お電話 059-271-8605</p> <p>メール mieken.hataraki@task-school.com</p>



アドバイザー



社会保険労務士
高原祥子 氏



中小企業診断士
石崎一之進 氏



行政書士
鷲尾みどり 氏



中小企業診断士
鷲尾裕二 氏

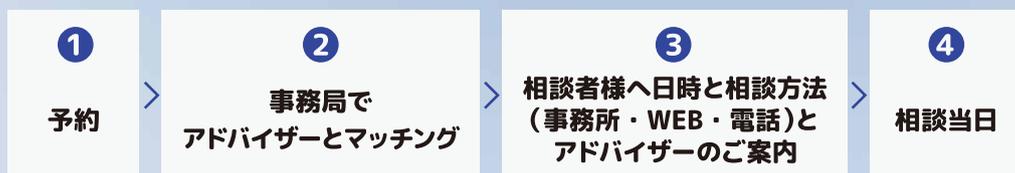


特定社会保険労務士
菊地達喜 氏



中小企業診断士
社会保険労務士
森島大吾 氏

相談までの流れ



このほかにも、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士など経験豊富なアドバイザーが、相談者様に寄り添ったご相談対応を実施いたします。



第1回

テレワーク入門研修 & 交流会

参加無料

テーマ

ウィズコロナ・アフターコロナに目指すべきテレワーク
～テレワーク推進の鍵は良質なコミュニケーションとマネジメント～

テレワークを円滑に進める上で、最も大事な土台となるのが社員間のコミュニケーションです。テレワークでのコミュニケーションを円滑にするためのポイントや留意点に加え、気を付けたいテレワークハラスメントについてもお話しします。また、オンラインでも活発な意見交換ができるようにするための会議手法についてもお話しします。

開催日

2022年8月24日(水)

時間

13:30～15:30

会場

三重県総合文化センター 視聴覚室 / zoomでのオンライン配信
〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234

開催形式

会場とオンラインのハイブリッド形式

募集人数

会場30名・オンライン30名(いずれも先着順)

参加対象

三重県内の企業の経営者層、人事総務担当者、
働き方改革担当者等



【第1部】13:30～

テレワークはじめてガイド視聴(約20分)
研修(50分)・質疑(10分)

【第2部】15:00～

IT関連事業者、シェアオフィスやコワーキングスペースを運営する事業者等
既にテレワークを導入している企業等との交流会



講師プロフィール

服部 巨 番頭舎

県内中小企業向けにテレワークをはじめクラウドツールやWEB活用などのセミナー実績多数。

【保有資格】

- ・日本実務能力開発協会認定コーチ
- ・CSR(企業の社会的責任)検定
- ・個性心理学 認定講師
- ・カウンセラー 認定ID 903245

【所属団体】

松阪商工会議所、津商工会議所、亀山商工会議所、日本マーケティング学会、人を大切にする経営学会、モーニングカレッジ

本事業は三重県からの委託を受け、株式会社ゴートップが運営しています。



お申し込みはメール・FAXまたは専用フォームにて受付

【申込期限：令和4年8月19日(金)まで】

メール	FAX	専用フォーム
件名に「テレワーク入門研修希望」 本文に①企業名 ②参加者の部署・役職・お名前(ふりがな) ③参加者のメールアドレス ④電話番号(代表) ⑤参加方法(会場/オンライン)を 必ずご記入ください。 E-mail maekawa-k@gotop.co.jp	下記の FAX 申込書にご記入の上、このチラシを FAX でご送信ください。 FAX 0598-20-2887	

FAX申込書記入欄

研修の詳細やオンライン参加のURLを送付するため、メールアドレスを必ずご記載ください。ご記載いただけない場合は参加できませんので予めご承知おき願います。

企業名				
参加者①	部署	役職	お名前(ふりがな)	E-mail
	ご希望の参加方法をお選びください <input type="checkbox"/> 会場での参加 <input type="checkbox"/> オンライン(zoomでの参加)		<input type="checkbox"/> 第1部(研修会)のみ参加 <input type="checkbox"/> 第2部(交流会)のみ参加 <input type="checkbox"/> 両方(研修会及び交流会)参加	
参加者②	部署	役職	お名前(ふりがな)	E-mail
	ご希望の参加方法をお選びください <input type="checkbox"/> 会場での参加 <input type="checkbox"/> オンライン(zoomでの参加)		<input type="checkbox"/> 第1部(研修会)のみ参加 <input type="checkbox"/> 第2部(交流会)のみ参加 <input type="checkbox"/> 両方(研修会及び交流会)参加	
参加者③	部署	役職	お名前(ふりがな)	E-mail
	ご希望の参加方法をお選びください <input type="checkbox"/> 会場での参加 <input type="checkbox"/> オンライン(zoomでの参加)		<input type="checkbox"/> 第1部(研修会)のみ参加 <input type="checkbox"/> 第2部(交流会)のみ参加 <input type="checkbox"/> 両方(研修会及び交流会)参加	
ご連絡先	-			

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催形式を変更させていただく場合がございます。

テレワーク入門研修&交流会 開催日・テーマ

第1回	第2回	第3回	第4回
2022年 8月24日 (水)	2022年 10月18日 (火)	2022年 12月22日 (木)	2023年 2月10日 (金)
ウィズコロナ・アフターコロナに 目指すべきテレワーク ～テレワーク推進の鍵は良質な コミュニケーションとマネジメント～	事業力向上・働き方改革・ 従業員の満足度を上げる! 「テレワークを活用した これからの会社経営とは」	テレワーク導入からIT化、 DX推進までのステップについて ～テレワークとIT化、DX推進の違いと それぞれのメリット等～	経営者や実務担当者の皆様が 気になる労務管理ポイント 「就業規則やテレワーク勤務規定作成の ポイント」「人事評価の考え方」や 「コミュニケーション」など

お問い合わせ先(受付時間は平日9:00から17:00まで)

株式会社ゴートップ 担当:前川

TEL 0598-20-2880 FAX 0598-20-2887 E-mail maekawa-k@gotop.co.jp

こちら 労働相談室 です

突然、解雇を
言い渡された!



賃金、残業代を
支払ってもらえない...



パートだけど
年休ってあるの?
なかなか休めない!!



労働者の方や事業主からの
労働問題に関する困りごとに相談員がお答えします。

1人で悩まずに
お気軽に
相談ください



弁護士相談
(予約制)も
行っています



相談無料

相談内容など個人の
秘密は守られますので
ご安心ください。

まずはこちらへお電話を/

059-213-8290

または

059-224-3110



相談時間

弁護士相談

労働相談 (電話・面接)

月・水・金曜日

午前9:00～午後5:00

火・木曜日

午前9:00～午後7:00

毎月第2金曜日

午後1:00～午後4:00

※2日前までに予約が必要です

ポルトガル語・

(Português)

スペイン語の通訳

(Español)

月～金曜日

午前9:00～午後4:30

※電話相談に通訳を交えた
3者通話で対応します



※但し、祝日、年末年始は除きます。

※Eメールでの相談は『労働相談メール受付窓口』(<https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/40630012929.html>)
若しくは、info@mie-kinfukukyo.or.jpへ直接必要事項を記載し送信してください。

お問い合わせ

三重県労働相談室 (三重県の機関です)

三重県津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館 1F

県内の主な労働相談・職業相談・職業紹介 窓口一覧

名称・相談内容	相談時間・機関名・電話番号等 *原則、休祝日及び年末年始は休みです。																											
<p>【名称】 総合労働相談コーナー (三重労働局、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野) ※電話相談可</p> <p>【相談内容】 労働相談全般</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 9:30～16:30 電話番号・所在地</p> <table border="0"> <tr> <td>三重労働局</td> <td>Tel059-226-2110</td> <td>津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)</td> </tr> <tr> <td>四日市</td> <td>Tel059-351-1662</td> <td>四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>津</td> <td>Tel059-291-6788</td> <td>津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>松阪</td> <td>Tel0598-51-0015</td> <td>松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>伊勢</td> <td>Tel0596-28-2164</td> <td>伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>伊賀</td> <td>Tel0595-21-0802</td> <td>伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>熊野</td> <td>Tel0597-85-2277</td> <td>熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)</td> </tr> </table>	三重労働局	Tel059-226-2110	津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)	四日市	Tel059-351-1662	四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)	津	Tel059-291-6788	津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)	松阪	Tel0598-51-0015	松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)	伊勢	Tel0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)	伊賀	Tel0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)	熊野	Tel0597-85-2277	熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)						
三重労働局	Tel059-226-2110	津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)																										
四日市	Tel059-351-1662	四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)																										
津	Tel059-291-6788	津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)																										
松阪	Tel0598-51-0015	松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)																										
伊勢	Tel0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)																										
伊賀	Tel0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)																										
熊野	Tel0597-85-2277	熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)																										
<p>【名称】 ハローワーク (桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野)</p> <p>【相談内容】 職業相談・職業紹介 《対象：一般、障がい者、高齢者など全般》</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 8:30～17:15 電話番号・所在地</p> <table border="0"> <tr> <td>ハローワーク桑名</td> <td>Tel0594-22-5141</td> <td>桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク四日市</td> <td>Tel059-353-5566</td> <td>四日市市本町3-95</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク鈴鹿</td> <td>Tel059-382-8609</td> <td>鈴鹿市神戸9-13-3</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク津</td> <td>Tel059-228-9161</td> <td>津市島崎町327-1</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク松阪</td> <td>Tel0598-51-0860</td> <td>松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊勢</td> <td>Tel0596-27-8609</td> <td>伊勢市岡本1-1-17</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊賀</td> <td>Tel0595-21-3221</td> <td>伊賀市四十九町3074-2</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク尾鷲</td> <td>Tel0597-22-0327</td> <td>尾鷲市林町2-35</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク熊野</td> <td>Tel0597-89-5351</td> <td>熊野市井戸町赤坂739-3</td> </tr> </table> <p>*ハローワーク津では、在職中の方を対象とした職業紹介・職業相談を以下の時間で追加実施しています。 毎月曜日・水曜日 17:15～18:00 (受付は17:45まで) 第1・第3土曜日 10:00～17:00 (受付は16:45まで)</p>	ハローワーク桑名	Tel0594-22-5141	桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階	ハローワーク四日市	Tel059-353-5566	四日市市本町3-95	ハローワーク鈴鹿	Tel059-382-8609	鈴鹿市神戸9-13-3	ハローワーク津	Tel059-228-9161	津市島崎町327-1	ハローワーク松阪	Tel0598-51-0860	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	ハローワーク伊勢	Tel0596-27-8609	伊勢市岡本1-1-17	ハローワーク伊賀	Tel0595-21-3221	伊賀市四十九町3074-2	ハローワーク尾鷲	Tel0597-22-0327	尾鷲市林町2-35	ハローワーク熊野	Tel0597-89-5351	熊野市井戸町赤坂739-3
ハローワーク桑名	Tel0594-22-5141	桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階																										
ハローワーク四日市	Tel059-353-5566	四日市市本町3-95																										
ハローワーク鈴鹿	Tel059-382-8609	鈴鹿市神戸9-13-3																										
ハローワーク津	Tel059-228-9161	津市島崎町327-1																										
ハローワーク松阪	Tel0598-51-0860	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階																										
ハローワーク伊勢	Tel0596-27-8609	伊勢市岡本1-1-17																										
ハローワーク伊賀	Tel0595-21-3221	伊賀市四十九町3074-2																										
ハローワーク尾鷲	Tel0597-22-0327	尾鷲市林町2-35																										
ハローワーク熊野	Tel0597-89-5351	熊野市井戸町赤坂739-3																										
<p>【名称】 日本司法支援センター三重地方事務所 (法テラス三重)</p> <p>【相談内容】 ・情報提供(解決に役立つ情報提供や適切な相談窓口のご紹介) ・民事法律扶助制度(資力要件あり)による無料法律相談</p>	<p>【法テラスサポートダイヤル】 相談時間(情報提供):月曜～金曜 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 電話番号:0570-078374</p> <p>【法テラス三重地方事務所】 相談時間(情報提供):月曜～金曜 10:00～12:00 13:00～16:00 電話番号:0570-078344 (IP電話をご利用の方:050-3383-5470)</p> <p>相談時間(民事法律扶助相談)※お問い合わせください(事前予約制) 予約受付時間:月曜～金曜 9:00～17:00 所在地 :津市丸之内34-5 津中央ビル6階</p>																											
<p>【名称】 みえ新卒応援ハローワーク</p> <p>【相談内容】 就職相談・職業紹介 《対象：学卒予定者、学卒未就職者、若者(おおむね45歳未満の方)》</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 9:00～18:00 電話番号:059-229-9591 所在地 :津市羽所町700 アスト津3階(おしごと広場みえ内)</p>																											
<p>【名称】 おしごと広場みえ</p> <p>【相談内容】 就職情報提供・適職診断・就職に役立つセミナー等の開催・キャリアカウンセリング・模擬面接(オンライン(Zoom)による対応も可能) 《対象：大学・短大・専門学校等在学者、34歳以下の若年者の方、安定した就職を目指す方、働きたい女性の方、就職氷河期世代(概ね35歳から50歳)の方、およびその家族》</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 9:00～18:00 第3土曜日 11:00～17:00 電話番号:059-222-3309 所在地 :津市羽所町700 アスト津3階</p> <p>※就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口「マイチャレ三重」も開設しています。 相談時間:月曜～金曜 9:00～18:00 第1・第3土曜日 11:00～17:00 電話番号:059-222-3309</p>																											

※相談は原則面談となります。

令和4年2月15日現在

経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください

参加費
無料

高年齢者雇用に関する 事業所向けセミナーのご案内

～SDGs×健康経営×高年齢者雇用～

各企業におかれては、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただき感謝いたします。雇用情勢は一部に厳しさが残るものの、改善の動きが見えつつありますが引き続き新型コロナウイルス感染症や急激な円安、不透明な海外情勢が雇用に与える影響に留意する必要があります。このような情勢にありながらも同時に、少子高齢化による労働力人口の減少は続いており、多様な人材の確保が必要不可欠となっています。

近年、高年齢者の就業意欲が高まりを見せているなか、企業にとっても今後の事業継続を中期的にみると、高年齢者は貴重な戦力になると期待されます。このため、高年齢者が長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、能力と意欲がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務となっています。

また、企業においては、SDGs、健康経営に取り組んでおられるところも増えてきており、SDGsの目標の中にも、働きがい、健康のキーワードが含まれており、これらに取り組むことで、持続可能な社会と企業経営に繋がっていきます。企業の経営者・人事労務担当者の参考となるセミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

※高年齢者とは概ね55歳以上の方のこと

開催日 2022年
9/27 火

時間

13:30～16:30

会場

三重県伊勢庁舎 4階 401会議室
伊勢市勢田町 628-2 TEL.0596-27-5111

第1部
13:30
15:00

高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

「SDGsと健康経営」 ～持続可能な企業経営のために～

講師 社会保険労務士オフィス達喜 代表 菊地 たつき 氏（特定社会保険労務士）

第2部
15:00
15:30

三重県生涯現役促進地域連携事業の取組から

「高年齢者がいきいきと働くことができる環境づくりに向けて」

三重県生涯現役促進地域連携協議会事務局

第3部
15:30
16:30

個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。

※4社まで

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク

経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください

参加費
無料

高年齢者雇用に関する 事業所向けセミナーのご案内

～SDGs×健康経営×高年齢者雇用～

各企業におかれては、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただき感謝いたします。雇用情勢は一部に厳しさが残るものの、改善の動きが見えつつありますが引き続き新型コロナウイルス感染症や急激な円安、不透明な海外情勢が雇用に与える影響に留意する必要があります。このような情勢にありながらも同時に、少子高齢化による労働力人口の減少は続いており、多様な人材の確保が必要不可欠となっています。

近年、高年齢者の就業意欲が高まりを見せているなか、企業にとっても今後の事業継続を中期的にみると、高年齢者は貴重な戦力になると期待されます。このため、高年齢者が長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、能力と意欲がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務となっています。

また、企業においては、SDGs、健康経営に取り組んでおられるところも増えてきており、SDGsの目標の中にも、働きがい、健康のキーワードが含まれており、これらに取り組むことで、持続可能な社会と企業経営に繋がっていきます。企業の経営者・人事労務担当者の参考となるセミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

※高年齢者とは概ね55歳以上の方のこと

開催日

2022年

9/5月

時間

13:30～16:30

会場

三重県鈴鹿庁舎4階 第46会議室
鈴鹿市西条 5-117 TEL.059-382-9785

第1部

13:30

15:00

高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

「SDGsと健康経営」 ～持続可能な企業経営のために～

講師

社会保険労務士オフィス達喜 代表 菊地 たつき 氏（特定社会保険労務士）

第2部

15:00

15:30

三重県生涯現役促進地域連携事業の取組から

「高年齢者がいきいきと働くことができる環境づくりに向けて」

三重県生涯現役促進地域連携協議会事務局

第3部

15:30

16:30

個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。

※4社まで

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク

令和4年度 生涯現役促進地域連携事業 定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

高齢者再就職のための

入場 無料

再就職支援セミナー のご案内

開催日時

2022年

9/8 木

13:30 ~ 16:00

会場

三重県志摩庁舎
2階 大会議室志摩市阿児町鵜方 3098-9
TEL.0599-43-5125雇用保険受給者の
皆さま失業の認定における
「求職活動実績」として
認められます。
雇用保険受給資格証を
必ずご持参ください。

県内の直近の雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、全般的には、非常に厳しい状況が続いているところですが、コロナ後を見据えた動きも見られます。また、業種によっては人手不足の事業所もあります。加えて、将来にわたり引き続き、労働力人口の減少が見込まれていることから、高齢者（高齢者とは概ね55歳以上を対象としています。）は貴重な戦力と期待されています。そこで、高齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を増やし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記の再就職支援セミナーを開催します。高齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

第1部

「セカンドライフのデザイン」～自分らしく生きる、働くために～

13:30
～
14:30

講師 キャリアコンサルタント 西村 佳美 氏

第2部

「業界研究」

14:30
～
15:00

「観光業」鳥羽シーサイドホテル(株)

「介護・福祉等」、「小売業」(動画) (社福)志摩市社会福祉協議会、(株)ぎゅーとら

第3部

「個別相談会」※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで)

15:00
～
16:00

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク



人材不足時代に効く 『新しい働き方』

日時 7/26(火)・8/9(火) 14:00～16:00 会場 玉城町商工会

こんな方におススメ!



- 社員の離職防止(特に業務負荷による)に悩んでいる
- 社員によりキャリアアップしてほしい、リーダーになって欲しいが時間と業務をはずせない
- 人がいなくて受注できない。とにかく人が欲しい

講師からのポイントの説明だけでなく、ワークシートでの演習や、参加者同士の意見交換を通して、あなたの職場で実践できるノウハウが身につきます!



講師

株式会社リクルート ジョブズリサーチセンター センター長

宇佐川邦子氏

リクルートグループ入社後、一貫して求人領域を担当。2014年4月より現職。各々の業界の特色を踏まえ、求人・採用活動、人材育成・定着、さらに定着促進のための従業員満足のためのメカニズム等、「雇用に関する課題とその解決に向けた新たな取り組み」をテーマに講演・提言を行う。



第1部

7月26日(火)

労働市場の現状を理解する

自社の課題を整理して、仕事を切り出しましょう



第2部

8月9日(火)

実際に求人票を作成してみよう

求職者の目にとまるポイント等を学びましょう



参加
無料

申込方法/開催日の3日前までにお電話、LINEでお申込ください。
できるだけ2回通しで受講ください。

申込・問い合わせ先/玉城町生涯現役促進協議会 Tel 0596-58-8050

主催/玉城町・玉城町生涯現役促進協議会 協力/玉城町商工会

本セミナーは地方創生推進交付金事業の一環として実施します。

玉城町生涯
現役促進協議会
公式LINE



新型コロナ対策にご協力をお願いします



※新型コロナ感染拡大の状況により、パソコンなどを使ったリモート講座で対応することもあります。ご了承ください。



労働者協同組合ってなに、
どうつくる、地域づくりを仕事にしたい、
等なんでもご相談ください。



労働者協同組合法 相談窓口

相談内容（法令関係、定款の作成、会計処理、税制関係等）

電話対応 **0120-237-297**

令和4年6月開所 土日祝日年末年始を除く 9:00 - 17:00

全国7か所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）で
フォーラムを開催します。



詳しくは専用サイトをご覧ください。

特設サイト
知りたい！労働者協同組合法



知りたい！労働者協同組合法 🔍

厚生労働省 web サイト
都道府県窓口一覧



厚生労働省 労働者協同組合 🔍



「はたらく」をつくる。みんなでつくる

労働者 協同組合 法って？

2022年10月1日「労働者協同組合法」が施行されます。



2022年10月1日「労働者協同組合法」が施行されます。

労働者協同組合法ってなに？

労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。この法律では、労働者協同組合は、以下(1)～(3)の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

基本原則

(1) 組合員が出資すること

(2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

(3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

資金を出し合う

組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

共にはたらく

組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

話し合って営む

組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。



労働者協同組合の主な特色

- (1) 労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能です。介護・福祉関連(訪問介護等)、子育て関連(学童保育等)、地域づくり関連(農産物加工品販売所等の拠点整備等)など地域における多様な需要に応じた事業を実施できます。ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。
- (2) 設立には3人以上の発起人が必要です。NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます(準則主義)。
- (3) 組合は組合員との間で労働契約を締結します。
- (4) 出資配当は認められません。剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行います。
- (5) 都道府県知事による監督を受けます。



多様な働き方を実現しつつ 地域の課題に取り組む「労働者協同組合」

我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。担い手も不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。そこで、左記の(1)(2)(3)を基本原則とする労働者協同組合を創設することとしました。

労働争議のあっせん制度のご案内

～労働組合と会社の間で発生した労働条件等に関する争議の解決支援～

労働争議のあっせんは、労働組合と会社との間で、賃金や勤務時間などの労働条件等に関する問題について団体交渉等を行ったものの自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請等により、争議を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

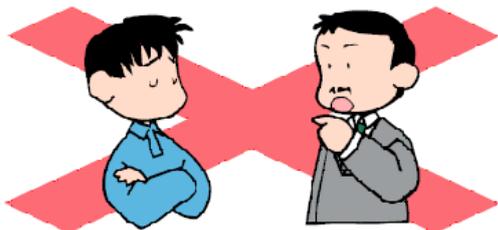
■ 労働委員会のあっせんの方法

あっせんは、労働組合と使用者のいずれか一方又は双方の申請により開始されます。

あっせんの開始とともに、争議の仲介・援助を行うあっせん員が指名されます。あっせん員には、労働者側、使用者側及び第三者の性格を持つ公益側から各1名、計3名の経験豊富な委員が任命されます。あっせん員が公平・中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、解決のために適切な助言を行い、双方の歩み寄りを図り、その結果、双方の意向が一致することで解決が図られます。

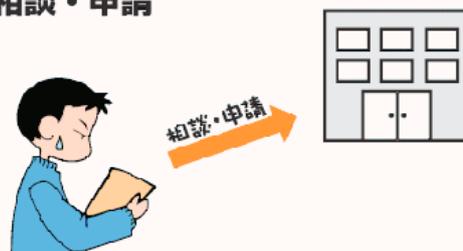
【あっせんの流れ】

① 紛争の発生



労働組合と会社との話し合いがまとまらない。

② 相談・申請



労働委員会へ、相談・申請してください。

③ あっせん作業



あっせん員が双方から事情を聞き、指導・助言を行い、歩み寄りを図ります。

④ 解決または打ち切り



双方の意見が一致すれば解決。
解決の見込みがない場合は打ち切りとなります。

三重県労働委員会事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

TEL 059-224-3033 FAX 059-224-3053

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/ROUI/HP/>

労働委員会のご利用は**無料**です！

2022（令和4）年7月8日施行

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択
+
⑨の項目（必須）*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異
(必須)
*新設



「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
※計算の前提とした重要事項を付記
(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう 「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます

- 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することもできます。
- 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

任意の追加的な情報公表の例

自社における男女間賃金格差の背景事情がある場合に、追加情報として公表する。
例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

より詳細な雇用管理区分（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、**属性（勤続年数、役職等）が同じ**男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を **1時間当たりの額に換算する**

時系列で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「**男女の賃金の差異**」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



ひとくらし、みらいのために

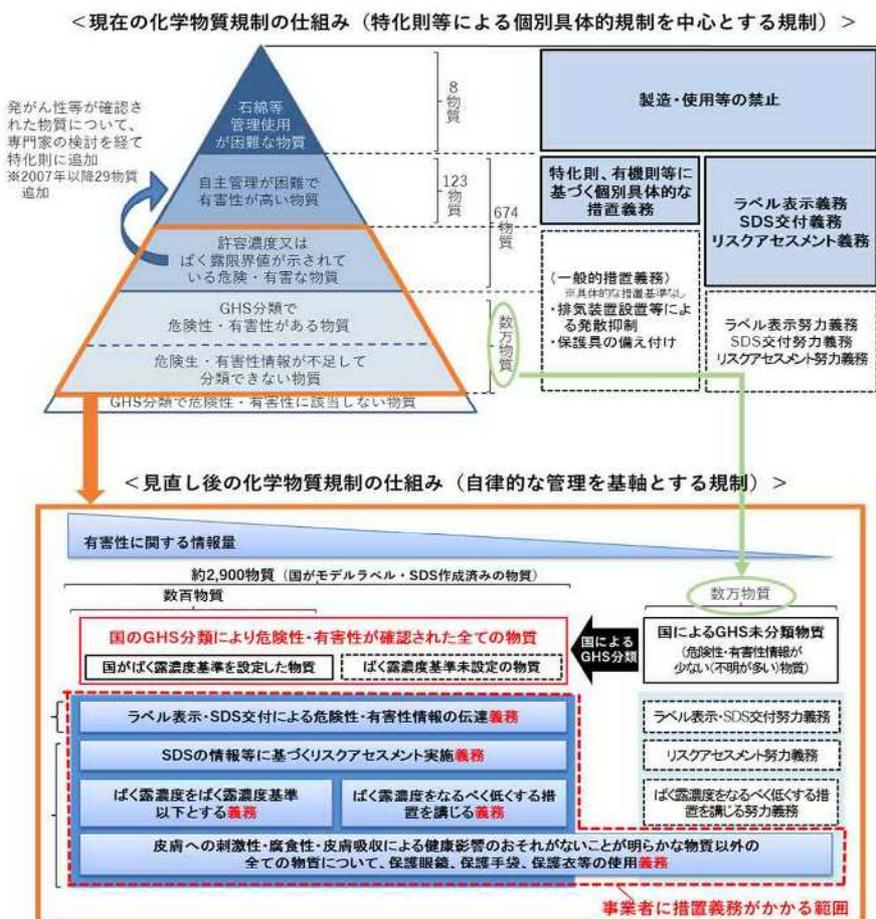
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。



1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等 **2024(R6).4.1施行**による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- 2022（令和4）年2月公布の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

2024(R6).4.1施行

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

努力義務

2023(R5).4.1施行

義務

2024(R6).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

努力義務

2023(R5).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下
①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況
の調査審議を行うことを義務付けます※。

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種
のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かな
なければなりません。

2023(R5).4.1施行

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事
業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

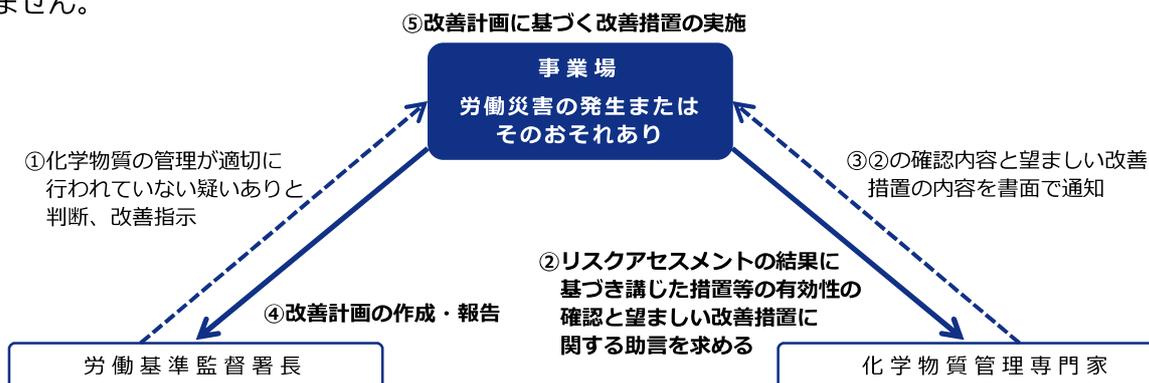
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害
を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスマ
ント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、
その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に
対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（要件は厚生労働大臣告示で示す予定）から、リス
クアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上
で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければ
なりません。

2024(R6).4.1施行



1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図の内容を厚生労働大臣告示で示す予定です。

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	1時間
	化学物質の危険有害性	2時間
	関係法令	1時間
	化学物質の危険性または有害性の調査	3時間
	化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置	2時間
実習	化学物質の危険性または有害性の調査とその結果に基づく措置	3時間

(3) 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

2-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- ・ 食料品製造業
食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日)
施行

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

改正前

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

2023(R5).4.1施行

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量が幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。
また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

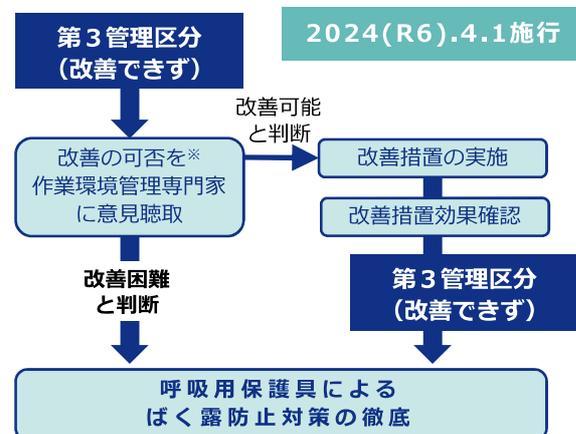
2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回緩和できます。

6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



※作業環境管理専門家の要件は通達で示す予定です。

(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)と(3)の管理、特定化学物質作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出ること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

- ① 作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ③ (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

新たな化学物質規制項目の施行期日

規 制 項 目		2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●		
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●		
第三管理区分事業場の措置強化			●	

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口 (テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00~17:00 (12:00~13:00を除く) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日~2023年3月17日 (以降の開設期間とお問い合わせ先は未定)

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

9月は、全国労働衛生週間の準備期間です

本週間：10月1日～7日・準備期間：9月1日～30日

スローガン

「あなたの健康があつてこそ

笑顔があふれる健康職場」

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で73回目になります。

各職場においては、令和4年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

準備期間中には、日常の労働衛生活動について、総点検を行いましょう。

詳しくは、実施要綱（点検項目は10（2））をご参照ください。

死亡災害ゼロ・

アンダー2,000 みえ推進運動

～人生100年時代の労働災害防止対策～

三重労働局



令和4年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、オルトトルイジンやMOCAによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スローガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - f 「SAFE コンソーシアム」による転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・

企業における取組の推進

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握

- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）

の実施

- c 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
 - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - c 救急措置の事前の確認と実施
 - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a)屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c)呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d)じん肺健康診断の着実な実施
 - (e)離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項



令和4年度下期(10月~3月分) 産業保健研修会【無料】のご案内



三重産業保健総合支援センター(三重さんぽセンター)主催の研修会は、産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染予防対策(以下、コロナ対策といいます。)に十分留意し開催いたします。研修会は「産業医向け研修会(三重県医師会共催、日本医師会認定産業医研修)【単位取得有り】」と「産業保健スタッフ向け研修会【単位取得無し】」に区分していますが、どちらの研修会も職種等に関係なく希望される産業保健スタッフ、事業主等の皆様に受講していただけますので是非ご利用ください。

産業保健研修会申込み方法及び注意事項等

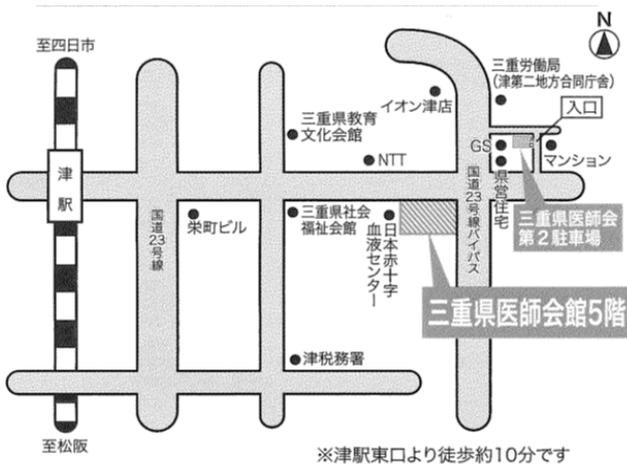
- **申込み方法:** 原則、当センターのホームページ(以下、HP といいます。)の「研修のご案内申込み」の「研修会申込み」の画面から、**研修会の前日までに行ってください。**
- **申込み回数:** コロナ対策により定員を制限しているため、少しでも多くの方に研修の機会を設けさせていただきたく、「産業医向け研修会」については、**お1人様1ヶ月間に1研修以内**とします。ただし研修会開催日の1週間前において、定員に達していない場合は制限を解除します。なお、「産業保健スタッフ向け研修会」の制限はありません。
- **受付開始日:** **研修会開催日の属する月の初日の2ヶ月前の開館日**の午前11時頃からとします。
- **受付締切日:** **研修会前日まで**としますが、**定員になり次第受け付けを終了**します。ただし、キャンセル等で定員に余裕ができた場合は、受け付けを再開しますので、希望される研修会については、随時HPを確認してください。
- **研修を受講される方:** コロナ対策の観点から当面の間、**県内に在住又は在勤されている方のみ**とさせていただきます。
- **申込み前に! :** **必ず** HP の「三重産業保健総合支援センター産業保健研修会受講者の皆様へ」**をご覧ください、ご理解の上、お申込みください。** なお、コロナ対策、天災事変、申込者が少ない場合や講師都合等により**研修会を中止する場合があります。**既に申込み済みの方には、当センターから連絡させていただきます。
- **研修会場:** **三重さんぽセンター会議室**(三重県医師会館 5階)です。
- **研修時間:** 「産業医向け研修会」は**14時30分から16時30分**まで、「産業保健スタッフ向け研修会」は**14時00分から16時00分**までの2時間が基本ですが、一部の研修会は開始時間等が異なりますのでご注意ください。なお、都合等で**欠席される場合は、早めに必ず連絡**をお願いします。
- **オンライン研修会:** 「産業保健スタッフ向け研修会」の内**【オンライン研修】の表示のあるものについて実施**します。ご希望の方は HP に記載の「オンライン研修会受講の皆さまへ」を必ずお読みいただき、ご理解の上で申込みをお願いします。オンライン会議ツールは**「Zoom」を使用**します。スムーズに接続していただくためにアプリのダウンロードをお勧めします。

日本医師会認定産業医制度の生涯研修研修会に関するお願い

- 「産業医向け研修会」は、「日本医師会認定産業医制度」における「生涯研修」の単位が取得できる指定研修として、申請中(本書作成時)です。指定研修会当日、単位取得を希望される方は、「産業医学研修手帳(Ⅱ)」をお預かりし、本人確認を実施させていただきますので、受付に「産業医学研修手帳(Ⅱ)」をご持参の上、公的機関発行の顔写真付き身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。
- 研修会に15分以上の遅刻・早退があった場合は、単位の一部又は全部が認められなくなりますのでご留意願います。また、研修予定時間の一部のみの受講を希望される申込みは受け付けられませんのでご了承願います。
- 日本医師会認定産業医制度における「オンライン・個人参加型研修会について」の詳細は、日本医師会又は三重県医師会へお問合せください。

(注) 産業保健研修会にお車でお越しの際は、三重県医師会第2駐車場(案内図参照)をご利用ください。なお、第2駐車場の駐車スペースは、40台程度で、満車となる場合もあります。特に毎週木曜日の午後は混雑しますので、出来る限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。

三重さんぽセンター案内図



三重さんぽセンターご利用日時

平日 8時30分から17時15分まで(12:15~13:00を除く)
(休日: 毎週土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始)



独立行政法人 労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター
(三重さんぽセンター)

〒514-0003 津市桜橋二丁目191番4 三重県医師会館5階
TEL 059-213-0711 / FAX 059-213-0712
ホームページアドレス <https://www.mies.johas.go.jp/>
Eメールアドレス mie-jooohas@mies.johas.go.jp

三重さんぽセンターのHPをご活用ください!

三重産業保健総合支援センター

検索

三重産業保健総合支援センター 令和4年度下期(10月～3月)産業保健研修会

■令和4年度下期 産業保健研修会(産業医向け) 三重県医師会共催 日本医師会認定産業医研修【単位取得有り】

※は研修時間にご注意ください。

番号	開催日時	研修会テーマ/内容	講師/所属・役職・資格等 / 定員 / 認定研修	
			講師/所属・役職・資格等	定員 / 認定研修
1	10月5日 (水)	メンタルヘルスに関わる心理検査(YG性格検査)の実習と活用法の検討* メンタルヘルスの問題に限らず諸々の領域で活用されている性格検査に、YG(矢田部ギルフォード)性格検査がある。この検査を実習するとともに、結果の解釈方法やメンタルヘルス問題への適用についても考えます。	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
2	10月13日 (木)	歯周病などの歯科疾患と生活習慣病との関連について 歯科疾患と生活習慣病は深く関連しています。今回は、歯周病と全身の健康との関連と歯周病予防についてお話しします。	福森 哲也 (公社)三重県歯科医師会 常務理事	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
3	10月18日 (火)	仕事と家庭の両立・母性健康管理 男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため改正が順次行われている育児・介護休業法の改正ポイントを解説します。また、女性労働者の妊娠から出産後にかけての事業主が講ずべき措置や母性保護規定などについて解説します。	矢田有・杉山 紀子 三重労働局雇用環境・均等室 上席指導官・指導係長	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
4	10月19日 (水)	労働基準法のあらまし 労働トラブル未然防止のための労働関係法及び働き方改革関連法について、実例を交えて説明します。	大西 洋一 社会保険労務士	
	※13:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 3単位
5	10月20日 (木)	職場における「がん対策」と産業医の役割 予防、検診、両立支援など職場で必要とされる「がん対策」、そして産業医が携わるべきことについて事例を交えながらお伝えします。	古田 さとり 三重産業医会 理事	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
6	10月27日 (木)	エビデンスに基づく産業保健活動 産業保健活動を行うのに必要な疫学的エビデンスの意味と適用方法を事例を交えながら解説します。	笹島 茂 三重大学大学院 医学系研究科教授	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
7	11月8日 (火)	職場における発達障害の理解と対応 発達障害かなと思われる職員、診断を受けている職員をどう理解・支援するかを参加者の皆さまと考えたいと思います。	井上 雄一朗 (医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
8	11月9日 (水)	溶接ヒューム等の粉じん管理とマンガン規制 溶接ヒューム等について従来からの「粉じん」としての管理と新たに規制された「特化物」としての管理について検討する。	谷垣 己子男 労働衛生コンサルタント・第一種作業環境測定士	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
9	11月11日 (金)	労働安全衛生の現状 労働者の健康をめぐる状況、法改正の概要等。	中谷 淳之介 三重労働局労働基準部健康安全課 課長補佐	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
10	11月24日 (木)	作業場の換気・排気(応用編) 粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の設計について、流体力学の観点から簡単に説明します。	辻本 公一 三重大学大学院 工学研究科教授	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
11	11月25日 (金)	知っておきたい受動喫煙とその防止対策 加熱式たばこ・電子たばこ、エビデンスに基づく受動喫煙のリスクを紹介し、最近の話題(COVID-19などを含む)を交え、受動喫煙防止対策について解説します。事業所における受動喫煙防止対策を考える機会とし、参加者の産業保健指導の一助となることを目標とします。	片山 蔵也 JCHO東京高輪病院 薬剤部長	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
12	12月1日 (木)	職場における腰痛予防に対する対応 職場における腰痛予防対策指針について学び、各自で課題演習等を行い、職場の腰痛問題について、専門的な立場で対策を検討する。	實 幸夫 中災防腰痛予防労働衛生教育インストラクター	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
13	12月6日 (火)	これからの化学物質管理 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」の概要と、化学物質を取り扱う職場で実施することが求められる事項について説明します。	浅野 保 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当)	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
14	12月8日 (木)	特殊健康診断の生物学的モニタリング検査の基本と留意点 特殊健康診断の生物学的モニタリング検査の目的と評価、検体の採取・保存上の留意点、尿中馬尿酸検査値への飲食の影響など、利用上(特殊健康診断、リスクアセスメント等)の留意点について説明し、リスクの見積りの事例について紹介します。	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当)	
	14:30~16:30		18名	日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位

15	12月22日 (木)	産業医による職場巡視のポイント 産業医が、製造業を主とする工場や事務所を職場巡視する際のポイントについて、事例を交えて解説します。(6月30日と同一内容です)	後藤 義明 三重産業医会 理事
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：実地 2単位
16	1月18日 (水)	アサーティブネスコミュニケーションの在り方を考える アサーティブネス(アサーション)はコミュニケーション技法のひとつです。この用語は1950年頃から心理学領域で用いられるようになり「自己主張」という意味です。相手の考えを尊重しながら対等に自己主張していくコミュニケーションスキルで、人間関係豊かでストレスの少ない職場づくりにとって大切なスキルです。演習をしながら学びましょう。	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：実地 2単位
17	1月19日 (木)	発達障害と職場における対応 発達障害者への支援における産業保健スタッフの役割について、具体的な事例をもとに、述べたいと思います。	河野 啓子 四日市看護医療大学 名誉学長
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：専門 2単位
18	1月26日 (木)	医師の2024年問題とは？医療機関における働き方改革の動向と推進のポイント 医療機関の中でも特に対応が困難とされている医師の時間外労働規制をはじめとした、医療機関の働き方改革について解説します。「2024年問題」を見据えつつ、法改正等はどう対応していくべきか、医療機関が抱える労働問題について考えます。	安藤 彩 特定社会保険労務士
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：専門 2単位
19	1月30日 (月)	じん肺及び粉じんによる健康障害の診断と健康管理 じん肺の新規発生は減少していますが、これに伴ってじん肺法に基づく健康管理の仕組みや健康管理手帳など有所見者への措置は現場の医師にとっては経験することが少なく、改めて教科書的な知識の確認とともに、溶接ヒュームの特定化学物質障害予防規則による規制の導入などじん肺、粉じんによる健康障害について基本から最新の法規制についても解説します。	柴田 英治 四日市看護医療大学 学長
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：更新 2単位
20	2月2日 (木)	定期健康診断と事後措置 定期健康診断およびその事後措置について、具体的な事例を挙げながら検討します。	古田 さとり 三重産業医会 理事
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：実地 2単位
21	2月9日 (木)	化学物質の管理のための作業環境測定と個人ばく露測定 安衛法例で義務づけられている作業環境測定、溶接ヒュームの個人ばく露測定、今後予定されている、労働者のばく露濃度をばく露限界値以下とする法令改正を踏まえた、化学物質の管理のための作業環境測定と個人ばく露測定について紹介します。	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当)
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：専門 2単位
22	2月13日 (月)	産業医及び産業保健スタッフが知っておきたい職場におけるメンタルヘルス対策最新情報 第13次労働災害防止計画、ストレスチェック制度、職場のハラスメント対策、健康経営、新型コロナウイルスとメンタルヘルスなど、職場のメンタルヘルス対策に関する情報や活用できるツールなどの最新情報を幅広くご紹介いたします。	青木 良美 こころの耳運営事務局 臨床心理士・公認心理師
	※13:30~15:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：専門 2単位
23	2月15日 (水)	労働基準法のあらまし 労働トラブル未然防止のための労働関係法及び働き方改革関連法について、実例を交えて説明します。	大西 洋一 社会保険労務士
	※13:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：更新 3単位
24	2月16日 (木)	労働衛生法令と職場における化学物質等の管理のあり方 労働衛生の主要条文等について解説、なかでも健康障害防止の観点から注目されている化学物質規制の見直しについて検討会報告書を中心にその対応について学びます。	山田 善久 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当)
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：更新 2単位
25	2月21日 (火)	職場におけるLGBTの理解と対応 近年、性の多様性がうたわれており、職場における理解と対応が求められていますので、皆様と共に考える機会としたいと思います。	井上 雄一朗 (医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：専門 2単位
26	3月8日 (水)	ストレスに強い人材の育て方 職業人、社会人は、ストレスと無縁でいられないのも事実です。そこで、ストレス社会と呼ばれる今日社会の中でたくましく生きてゆける人材とはどのような人材であるかを考えてみましょう。そして、ストレスに強い人材の育て方についても考えてみましょう。	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：専門 2単位
27	3月9日 (木)	健康経営で社員の幸せと企業の活性化を！ 健康経営は、果たして社員の幸せと企業の活性化を図ることになるのか、具体例をもとにお話ししたいと思います。	河野 啓子 四日市看護医療大学 名誉学長
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：専門 2単位
28	3月17日 (金)	化学物質管理 職場における化学物質管理について、今後の方向性を含めて概説します。(8月26日と同一内容です)	村田 真理子 三重大学大学院 医学系研究科教授
	14:30~16:30		18名 日医認定産業医研修申請中 生涯：専門 2単位

【メルマガ登録をいただき、月2回目の研修受講の特典をご利用される皆様へお知らせ】

特典を利用し、研修会を申込みの際には、当センターHPの申込みフォームの「メルマガパスワード」欄に、その月号に記載の「パスワード」を必ず記入願います。 記入がない場合は、特典をご利用いただくことができませんのでご理解、ご協力をお願いします。

■令和4年度下期 産業保健研修会（産業保健スタッフ向け） 【単位取得無し】

番号	開催日時等	研修会テーマ/内容	講師/所属・役職・資格等/定員
1	10月7日（金）	労働衛生週間に考える「法改正によるこれからの化学物質管理への対応」 あらゆる業種で取扱う化学物質に起因する労働災害防止を目指して、昨年「化学物質の自律管理」への方向性が示され、今年5月に法改正が行われた。「危険性・有害性が確認された全ての化学物質について、国が定める管理基準を達成する、又は、ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じることを求める」方式に大きく転換する「これからの化学物質管理」について、どのように対応していくのか？ 厚労省の資料をベースに考える。	伊能 雅彦 伊能コンサルティングオフィス代表 労働衛生コンサルタント、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー
	14:00~16:00 【オンライン研修1】		50名（特別拡大枠）
2	10月24日（月）	書くだけで自己肯定感がUP！～1本のペンと1冊のノートで眠っているあなたの力を引き出せる～ 最近、よく耳にする「自己肯定感」。この研修ではノートに書くことを続けることで自己肯定感をUPするためのスキルを身につけて実践出来るようになります（参加型研修です）。（こころしっとこセミナー）	山元 孝二 三重県立こころの医療センター 精神保健福祉士
	14:00~16:00		18名
3	11月15日（火）	メンタルヘルス対策における職場復帰支援 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援について、病気休業開始から職場復帰後のフォローアップまで、各ステップにおける対応や一連の進め方について事例を交えてお話しします。	上住 津恵 当センター産業保健専門職
	14:00~16:00 【オンライン研修2】		30名
4	11月16日（水）	職場のストレス解消法（マインドフルネス&コーピング） 職場におけるストレスを理解し、職場のストレス解消法を「マインドフルネス&コーピング」通じて学ぶ。	橋元 慶男 当センター産業保健相談員 （カウンセリング担当）
	14:00~16:00		18名
5	11月29日（火）	メンタルヘルス不調者に対する会社の対応と法的諸問題 新型コロナウイルス感染症のまん延が職場環境や労働者の働き方に大きな影響を及ぼしている。とりわけ、非正規雇用で働く人の雇止めやシフト減などから、あらたなメンタルヘルス不調の問題が生じ、「雇用の調整弁」と呼ばれる女子の非正規労働者の自殺が増加している。それに対し企業はどのような対応を取るべきかを法的観点から解説します。	國田 武二郎 あすなる法律事務所 所長 弁護士
	14:00~16:00		18名
6	12月9日（金）	高齢労働者の安全衛生管理 近年、働く高齢者の増加に伴い、高齢者の労働災害が増加している。令和2年度に策定された「エイジフレンドリーガイドライン」（厚労省）を基に高齢労働者に対する安全衛生管理について学ぶ。	伊能 雅彦 労働衛生コンサルタント
	14:00~16:00 【オンライン研修3】		30名
7	12月13日（火）	事例から考えるメンタルヘルス活動 カウンセラーは何を見ているの？ コロナ禍以降、相談が急増しました。コロナ禍によってプライベート・仕事両面でのストレス増加が原因です。具体的なケースを通じて予防から対処までカウンセラーがどんな点に注目しているのか、そのポイントについて考察したいと思います。	矢野 一郎 当センター産業保健相談員 （カウンセリング担当）
	14:00~16:00 【オンライン研修4】		30名
8	12月15日（木）	事業場における治療と仕事の両立支援 がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのように対応したらよいでしょうか。厚生労働省が作成した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に沿って、環境整備や進め方、様式事例集等について説明します。	上住 津恵 当センター産業保健専門職
	14:00~16:00 【オンライン研修5】		30名
9	1月13日（金）	不妊予防支援パッケージについて（ライフステージに応じた女性の健康推進策） 生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するための「不妊予防支援パッケージ-ライフステージに応じた女性の健康推進策-」がとりまとめられましたので、その概要を説明します。	上住 津恵 当センター産業保健専門職
	14:00~16:00 【オンライン研修6】		30名
10	1月20日（金）	メンタルヘルス不調による休職者の円滑な職場復帰に向けて～リワーク支援の紹介～ 三重障害者職業センターのリワーク支援（職場復帰支援）について、支援内容や事例等を紹介し、円滑な職場復帰に向けた留意事項等について説明します。	高田 真衣 三重障害者職業センター カウンセラー
	14:00~16:00 【オンライン研修7】		30名
11	2月8日（水）	笑い学に基づく寿命延伸と人間関係 笑い学に基づく健康と健康寿命の延伸と、笑い学に基づく、円滑な職場の人間関係作りを学ぶ。	橋元 慶男 当センター産業保健相談員 （カウンセリング担当）
	14:00~16:00 【オンライン研修8】		30名
12	2月10日（金）	産業看護の基本 一産業看護職に必要なスキルとマインドー 産業看護を学び始めた方に知っていて欲しい知識、必要なスキルとマインドについて一緒に学びましょう。	河南 文子 当センター産業保健相談員 （保健指導担当）
	14:00~16:00		18名
13	3月2日（木）	建築物解体・改修工事における石綿対策 石綿障害予防規則改正により、建築物等の解体改修工事に対して強化された事項と、現地調査・分析調査等の具体的内容についても説明します。	浅野 保 当センター産業保健相談員 （労働衛生工学担当）
	14:00~16:00		18名

●出席カードのお知らせ

産業保健研修会の現地開催分に係る産業保健スタッフ向け【出席カード】を発行します

令和4年度下期分(10月～3月)開催予定の産業保健研修会について、当センターの会場で開催する研修会に出席され、希望される産業保健スタッフの方(産業医を除く)に対して、出席カードを発行(無料)します。ご希望の方は、下記注意事項等をご確認の上、研修会当日、受付の際にお申込みください。

【出席カード注意事項】

- 当センター主催の産業保健研修会(現地開催)に出席の上(15分以上の遅刻又は早退者は除く)、希望される産業保健スタッフの方(産業医を除く)に対して発行し、研修会終了後に出席確認の押印をさせていただきます(過去に遡っての出席確認の押印はいたしかねます)。
- 2回目以降出席の産業保健研修会において、出席確認の押印を希望される方は、その都度ご持参の上、受付の際にご提出ください。
- 受付の際に本人確認をさせていただきますので、公的機関発行の身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。
- 各期、お1人様1回の発行とし、再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。
- 3回押印させていただいた方には、産業保健ハンドブック(労働調査会発行)を差し上げます(先着順、数量限定)。

●メールマガジンのお知らせ

利用者の皆様に産業保健に関する新たな情報等をお手元にお届けするため、毎月1回15日を日目に「三重産保メルマガ」を配信しています。当メルマガは、日本医師会認定及び産業保健スタッフ向けの研修会案内、産業保健に関する最新情報、産業保健専門職コーナー、イベント案内、労働行政からのお知らせ等利用者の皆様にお役立ていただけるものとなるよう努めております。また、申込者が多い「産業医向け研修会」については、お1人様「1ヶ月間に1研修以内」という制限を設けておりますが、メルマガ登録者には「1ヶ月間に2研修以内」と、緩和措置(特典)を設けさせていただいております。特典をご利用の際には、「メルマガパスワード」を必ず記入してください。配信をご希望の方は、当センターのHPのトップ画面の左側中段にある【メールマガジン】からお申込みいただけますので、是非お申し込みいただき、産業保健活動の情報収集の一つとしてお役立ていただければと存じます。

下記の当センターのHPからお申し込みいただけます。↓

<https://www.mies.johas.go.jp/merumaga/>